

パワハラ防止法対策

今年の4月1日から適用される労働施策総合推進法の改正(いわゆるパワハラ防止法)により、中小企業も従業員のハラスメントに対する相談対応の措置が義務付けられ、対応しない場合は最悪、企業名の公表や罰金が科せられることになりました。

●対応措置の内容

ハラスメント対応方針の周知、ハラスメント規程などの社内ルール作成、ハラスメントの相談窓口と調査委員会の設置、相談者へのケアと人事対応、ハラスメント調査、調査結果に基づく懲戒処分と被害者の損害回復などなど、行うことが多岐に渡ります。

●当事務所ができること

以上のことはノウハウのない企業では難しいです。

当事務所では、ハラスメント対策で何をすればいいのか、相談窓口とハラスメント調査委員会の具体的な活動、対策で使える19の書式の提供、ハラスメント規定の作成・修正を承ります。

ハラスメント対応は結果として民事訴訟への対応にもつながります。これを機会にハラスメント対策を会社で導入するのはいかがでしょうか。

●ハラスメント対策の流れ

- ①就業規則、ハラスメント規程を作成、修正
- ②相談窓口、ハラスメント調査委員会、懲戒委員会設置
- ③ハラスメントの対応方針、規程と社内体制を周知
- ④ハラスメント研修を社員に定期的に行う
- ⑤相談窓口に来たら対応
相談⇒事情聴取⇒判定⇒懲戒⇒事後処理



加藤社会保険労務士事務所

●料金案内



①ハラスメント規定作成 30,000円

懲戒に該当するハラスメントを列挙し、従業員が該当した場合に懲戒を行う。

ハラスメント相談、事情聴取、懲戒に至るまでのルールを整備。事情聴取協力義務や口外禁止などを決めておき、ハラスメント対応が円滑に進むようにする。

②ハラスメント対応措置義務研修 30,000円

措置義務の概要について、相談窓口、ハラスメント事実調査で、何をどうすればいいかを具体的に説明する研修。主に人事部や管理職など相談窓口やハラスメント調査委員会の担当者向けのための講習。

措置義務対応で使う19の書式も提供。

③措置義務の社内体制整備支援 30,000円

社内にハラスメント対応措置が確立するように、何をどうすればいいかを、各段階に応じて具体的に指導します。②の研修を受けて自社で行うのが難しい場合はこの支援をご検討ください。

④一般社員用パワハラ研修 30,000円

実際の裁判例を元にどういうケースがパワハラに該当し、実際の指導はどうすればいいかについての講習。パワハラが指導に付随して起こる以上、加害者にも被害者にもならないように従業員が気を付けるための講習。